

第三種郵便物認可
昭和四十年三月二十四日

官報 号外 昭和四十年三月二十四日

○第四十八回 参議院會議錄第十一号

昭和四十年三月二十四日(水曜日)

午前十時二十四分開議

○議事日程 第十号

昭和四十年三月二十四日

午前十時開議

第一 國會法第三十九条但書の規定による議決

に関する件(畜產物価格審議会委員)

第二 土地調整委員会委員の任命に関する件

第三 母子保健法案(趣旨説明)

第四 農地管理事業團法案(趣旨説明)

第五 新東京國際空港公團法案(趣旨説明)

第六 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出、衆議院送付)

第七 相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 地方自治法第一百五十六条第六項の規定に基づき、稅務署の設置に関する件(内閣提出、衆議院送付)

第九 國會議員の選舉等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(重政廣徳君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

去る十九日議長において、左の常任委員の辞任を

許可した。

法務委員

農林水産委員

同

商工委員

同

運輸委員

同

予算委員

同

決算委員

同

議院運営委員

同

法務委員

同

農林水産委員

同

商工委員

同

鉢園 哲夫君

前田 久吉君

藤田 進君

加瀬 完君

田畠 金光君

稻葉 誠一君

鈴木 万平君

野知 浩之君

山崎 齊君

堀本 宜美君

小林 英三君

梶原 茂嘉君

前田 久吉君

江藤 智君

鶴園 哲夫君

曾祢 誠一君

野知 浩之君
鈴木 万平君
小林 英三君
梶原 茂嘉君
前田 久吉君
江藤 智君
鶴園 哲夫君
曾祢 誠一君
藤田 進君

内閣委員会に付託
地方税法の一部を改正する法律案
地方行政委員会に付託
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付され
た。よって議長は即日これを外務委員会に付託し
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認
を求めるの件
通信委員会に付託

一千九百六十四年七月十日にウイーンで作成され
た万国郵便連合憲章、万国郵便連合一般規則、
万国郵便条約及び関係諸約定の締結について承
認を求めるの件

日本国とグレート・ブリテン及び北部アイラ
ンド連合王国との間の郵便為替の交換に関する
約定の締結について承認を求めるの件

日本国とインドとの間の国際郵便為替の交換に
関する約定の締結について承認を求めるの件

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された
左の議案を委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

左の議案を委員会に付託した。

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方税法の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付され
た左の議案を内閣委員会に付託した。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律の一部を
改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のため送付され
た左の議案を内閣委員会に付託した。

旧金銀換算年金受給者に關する特別措置法案
(八田貞義君外一名提出)

同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よ
つて議長は即日これを委員会に付託した。

特許法等の一部を改正する法律案
石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方行政連絡会議法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方行政連絡会議法

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

同日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基づく昭和四十年度地方団体の歳入歳出総額の見込額書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第四十八回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

同日内閣総理大臣から議長宛、首都圈整備委員会事務局計画第一部長吉田伸一君（去る十九日議長承認）を第四十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長は、ソヴィエト社会主義共和国連邦における人間衛星船ウオースホート二号の打ち上げ及び乗員の船外離脱成功に対し、同国連邦会議議長I・V・スピリドーノフ氏宛、左の祝電を発送した。

このたびの貴國の人間衛星船ウオースホート二号の打ち上げによる乗員の船外離脱及び帰還といい申し上げます。

この輝かしい科学的成果は、人類の進歩と世界

界の平和に大いに貢献することを確信いたしました。

ここに参議院を代表して貴国並びに貴国民に對し敬意を表します。

一昨二十二日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

法務委員 久保 等君 同

社会労働委員 柳岡 秋夫君 同

建設委員 増原 恵吉君 同

予算委員 上林 忠次君 同

運輸委員 鶴園 哲夫君 同

農林水産委員 鬼木 勝利君 同

商工委員 市川 房枝君 同

運輸委員 藤田 進君 同

農林水産委員 柳岡 秋夫君 同

建設委員 大森 創造君 同

社会労働委員 柳岡 秋夫君 同

決算委員 上林 忠次君 同

議院運営委員 鶴園 哲夫君 同

予算委員 増原 恵吉君 同

決算委員 佐藤 仁三郎君 同

建設委員 増原 恵吉君 同

運輸委員 上林 忠次君 同

予算委員 増原 恵吉君 同

決算委員 上林 忠次君 同

議院運営委員 鶴園 哲夫君 同

予算委員 増原 恵吉君 同

決算委員 佐藤 仁三郎君 同

議院運営委員 増原 恵吉君 同

予算委員 増原 恵吉君 同

決算委員 佐藤 仁三郎君 同

議院運営委員 増原 恵吉君 同

予算委員 増原 恵吉君 同

許可した。

内閣委員 同

法務委員 同

大蔵委員 同

農林水産委員 同

商工委員 同

運輸委員 同

農林水産委員 同

建設委員 同

小平 芳平君
田畠 金光君
向井 長年君
増原 恵吉君

塩見 俊二君
斎藤 昇君

通りである。

理事 山崎 齊君（山崎齊君の補欠）

理事 北村 暢君（矢山有作君の補欠）

同 日農林水産委員会において当選した理事は左の

は即日これを文教委員会に付託した。

同日議員から左の議案が提出された。よって議長

は即日これを大蔵委員会に付託した。

製造たばこ定価法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

同日内閣から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを大蔵委員会に付託した。

産業教育手当の支給に関する法律案（小林武君外四名発議）

同日内閣から左の議案が提出された。よつて議長

は即日これを大蔵委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する

特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一

部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

國立養護教諭養成所設置法案

文教委員会に付託

同日議案を委員会に付託した。

証券取引法の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

国民年金法等の一部を改正する法律案

大蔵委員会に付託

大蔵委員会に付託

精神衛生法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

同日委員長から左の報告書が提出された。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案可決報告書

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件議決報告書

相続税法の一部を改正する法律案可決報告書

国会議員の選挙等の執行経費の基準に關する法律の一部を改正する法律案可決報告書

裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を受領した。

脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を受領した。

脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を求めるの件

裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を求めるの件

裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を求めるの件

裁判所法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院において承認することを議決した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を求めるの件

脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び承認を求めるの件

脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約を修正補足する議定書の締結について承認を求めるの件

脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約について承認を求めるの件

ツエ君を派遣いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

〔國務大臣神田博君登壇、拍手〕

○國務大臣(神田博君) 母子保健法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

内閣から、本院議員渡辺勘吉君を畜産物価格審議会委員に任命したいので、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

○副議長(重政庸徳君) 日程第一、土地調整委員会委員の任命に關する件を議題といたします。

内閣から、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により、江崎千準君を土地調整委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

向ふに關する対策を強力に推進してまいりますために、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護のための措置を講ずるとともに、乳幼児が健全な成長を遂げる上で欠くことのできない保健に関する対策の充実強化をはかる必要があると考へ、この法律案を提出した次第であります。

このような状況にかんがみ、今後、母子保健の向上に關する対策を強力に推進してまいります。

最初に、この法律案におきましては、母子保健に関する原理として、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護及び尊重、並びに心身ともに健全な人として成長していくための条件ともなるべき乳幼児の健康の保持増進がはかられるべきことを、明らかにするとともに、国及び地方公共団体は、母性及び乳幼児の保護者とともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめる

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。神田厚生大臣。

〔國務大臣神田博君登壇、拍手〕

○國務大臣(神田博君) 母子保健法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

政府は、かねてより、児童福祉行政の一環として、妊産婦、乳幼児の保健指導等の母子保健対策を講ずることにより、その健康の保持増進につとめてまいったところがありますが、先進諸国に比べて、わが国の妊産婦死亡率はいまだに高率にとどまり、また、戦後著しく改善向上をみた乳幼児の死亡率、体位、栄養状態等についても、その地域格差が依然として縮小されない等、なお努力を要する課題が残されております。

このような状況にかんがみ、今後、母子保健の向上に關する対策を強力に推進してまいります。

最初に、この法律案におきましては、母子保健に関する原理として、健全な児童の出生及び育成の基盤ともなるべき母性の保護及び尊重、並びに心身ともに健全な人として成長していくための条件ともなるべき乳幼児の健康の保持増進がはかられるべきことを、明らかにするとともに、国及び地

方公共団体は、母性及び乳幼児の保護者とともに、母性及び乳幼児の健康の保持増進につとめる

○副議長(重政庸徳君) これより本日の会議を開きます。

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。

よつて本件は、全会一致をもって同意することになりました。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。

よつて本件は、全会一致をもって同意することになりました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第三、母子保健法案(賛成者起立)

○副議長(重政庸徳君) これより本日の会議を開きます。

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。

よつて本件は、全会一致をもって同意することになりました。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。

よつて本件は、全会一致をもって同意することになりました。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。

よつて本件は、全会一致をもって同意することになりました。

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 総員起立と認めます。

よつて本件は、全会一致をもって同意することになりました。

べきことを明確にいたしております。

次に、母子保健の向上に関する措置の第一として、母子保健に関する社会一般の知識の啓発、及び、従来児童福祉法において都道府県知事または保健所長の事務とされておりました妊娠婦、乳幼児の保健指導、健康診査、新生児の訪問指導等につきましては、今回これを市町村長が行なうべき事務とすることにより、母子保健事業が、住民に、より密着した行政として一そらその効果が期待できるよう配意するとともに、いわゆる未熟児に対する訪問指導及び養育医療についても、その事業の特殊性にかんがみ、都道府県知事または保健所長において行なうようにいたしております。

第二に、妊娠婦及び乳幼児に対する栄養の攝取に關し、市町村が必要な援助につとめることを規定いたしております。

第三に、妊娠または出産に支障を及ぼすおそれのある疾病にかかる医療についての妊娠婦に対する援助であります。これは妊娠中毒症対策を中心とする母体または胎児の保護のために必要な援助につき、都道府県が努力すべきことを明らかにしたものであります。

最後に、母子保健施設に関する規定であります。これが、従来から、市町村における母子保健事業の拠点として重要な役割を果たしてあります。母子健康センターについて、市町村がその設置に努力すべきことといたしておきます。

(拍手)

○副議長(重政廣徳君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がござります。発言を許します。小柳勇君。

〔小柳勇君登壇、拍手〕

○小柳勇君 私は日本社会党を代表しまして、た

だいま提案されました母子保健法案に対しまして、総理大臣及び閣僚大臣に質問せんとするものであります。

母と子のしあわせは、人類のしあわせであります。日本社会党は、母と子のしあわせを守るために今までたたかってまいりましたし、今後もなお、たたかってまいります。この法律案が提出に至るまでに、わが党は、第四十回国会に、妊娠婦、乳幼児に対し、栄養強化を目的とした「牛乳等無償給与法案」、第四十三回国会には

「母子栄養保障法案」を、さらにまた、第四十六回国会には、母子総合福祉保健対策として、「母性の保健及び母子世帯の福祉に関する法律案」を提出しまして、母子保健対策について、妊娠婦、乳幼児の栄養強化を積極的に推進してまいったのであります。わが党のこの熱意と積極的な推進によつて、おそれながら、政府が今国会にこの法案を提出するに至りましたことは、一步の前進であ

ります。しかしながら、この法律案の内容は、わが党がさきに国会に提出いたしましたものとは格段の差があり、数多くの問題点を含んでおるのであります。しかししながら、この法律案の内容は、わが

党がさきに国会に提出いたしましたものとは格段の差があり、数多くの問題点を含んでおるのであります。しかしながら、この法律案の内容は、わが

。

にもかかわらず、この法律案を諮詢した総理大臣の諮詢機関である社会保障制度審議会は、答申の内容について述べておるのであります。きわめて注目すべき点であります。すなわち、「本案

の中でのことく述べておるのであります。きわめて注目すべき点であります。すなわち、「本案

に今日までたたかってまいりましたし、今後もなお、たたかってまいります。この法律案が提出に至るまでに、わが党は、第四十回国会に、妊娠婦、乳幼児に対し、栄養強化を目的とした「牛乳等無償給与法案」、第四十三回国会には

「母子栄養保障法案」を、さらにまた、第四十六回国会には、母子総合福祉保健対策として、「母性の保健及び母子世帯の福祉に関する法律案」を提出しまして、母子保健対策について、妊娠婦、乳幼児の栄養強化を積極的に推進してまいったのであります。しかしながら、この法律案の内容は、わが

党がさきに国会に提出いたしましたものとは格段の差があり、数多くの問題点を含んでおのであります。しかしながら、この法律案の内容は、わが

。

案を提出することは、貧弱なる内容にならざるを得ないのであって、先ほども申し上げましたよう

に、社会保障制度審議会の答申に指摘したところは、当然のことあります。この際、厚生大臣は、将来の母子保健対策について具体的な構想をどのようにお持ちであるか、お伺いいたしたいと思います。

質問の第三は、母子栄養の強化対策についてであります。さきに述べましたとおり、わが党においては、いち早く、全妊娠婦、乳幼児に対し、国民大政策のまず手始めに具現化したといわれるこの

内閣提出法案が、このようす貧弱であるという点、これを如実に物語っているのであります。

会員の全員一致をもつてこの点を認めたところ

であります。佐藤内閣の社会開発と人間尊重の二

大政策のまず手始めに具現化したといわれるこの

内閣提出法案が、このようす貧弱であるという点、これを如実に物語っているのであります。

会員の全員一致をもつてこの点を認めたところ

であります。佐藤内閣の社会開発と人間尊重の二

大政策のまず手始めに具現化したといわれるこの

内閣提出法案が、このようす貧弱であるという点、これを如実に物語っているのであります。

質問の第二は、この法案の将来における構想についてであります。この法律案は、児童福祉法の中にある母子の保健衛生部門、あるいは行政措置

の事項などを、体系的に整備して単独法にまとめたにすぎません。目新しいものとしては、わずかに劣悪なる内容であります。中央児童福祉審議会の母子保健対策部会における中間報告では、

まだ結論を出していないこの段階で、母子保健法

。

また、具体的な計画をするときには、大資本の

者から直接購入できるような考え方を持つてもらいたいと思うが、いかがでござりますか。

者から直接購入できるような考え方を持つてもいい。また、妊娠婦及びゼロ歳の乳幼児は約三百四十万人であります。これに対して、この法案の適用を受ける者は、昭和四十年度予算では、低所得階層の妊娠婦及び乳幼児のみで、その数わずかに十三万人余り、全体の三・八%、予算額では一億八千余万円でございます。しかも、実施する市町村には補助金を補助するという程度であります。東北、四国、九州などの低所得層の多い地方自治体は、窮屈をしている地方財政をさらに圧迫し、その実現にブレーキをかけることになるのは明らかでございます。住民税非課税世帯に対する母子保健費ぐらいは、すべて国の責任において国庫負担でみるべきであると考えるのでございます。

また、これに伴う事務費、運営費、定員の補充などについても何らの財源措置もなく、ますます地方負担に拍車をかけるということは、その実現の困難さを予想されるのであります。この点について厚生大臣の確信ある回答をお伺いしたいのをございます。

しかも、その給付は十分な栄養の補充ではなく、低所得者の妊娠婦と乳幼児に對して一日一本の牛乳を九ヵ月間だけ給付するという、中途半ばなものであります。しかし、從来このような対策がなされていなかつたのでありますから、たとえ牛乳一本でも、妊娠婦や乳幼児のための施策としては一步前進としてみるべきであります。前に述べましたように、今日の地方財政のアンバランスの中では、国の予算の十分な裏づけもないままに発生する不安定な法案に対しても理解できないので、以上述べました諸点について厚生大臣の御答弁をお願いしたいところであります。

なお、低所得階層の母は、みずから牛乳を他の子供に与えて、みずから飢えるのではないかと心配もあります。昭和四十一年度から実施するという児童手当法の提案は、一体できるのかどうか、この点もこの際、厚生大臣にお伺いをいたしておきたいと存じます。

質問の第四は、母子保健事業の市町村に移譲することに伴う財政措置について、二、三点お伺いいたしておきたいのであります。

ためには、まずもつて、必要数の保健婦、助産士など、母子保健従事者を全市町村に配置する配が必要であり、保健所のこの種の職員が十分な足率でない現状にかんがみまして、これら従事者の養成訓練、身分の確立及び待遇の向上については、喫緊の急務であり、國は強力なる財政措置金として、一県当たり約十万円という少額を計ります。明年度予算では、母子衛生行政指導費補

お伺いいたしたいのです。

質問の第五は、労働婦人の保健対策についてであります。勤労婦人の母性保護に関する法制の整備等を行なう必要があるのであります。ながんずく、労働基準法の中に生理休暇が認められておりますが、それ以上に重要性のあるのは、流産防止の意味からも、つわり休暇であつて、法的措置が必要だと思うが、この際、労働大臣は、この点について、すみやかに労働基準法の改正を行なう考

なお、低所得階層の母は、みずから牛乳を他の子供に与えて、みずから飢えるのではないかと心配もあります。昭和四十一年度から実施するという児童手当法の提案は、一体できるのかどうか、この点もこの際、厚生大臣にお伺いをしておきたいと存じます。

質問の第四は、母子保健事業の市町村に移譲することに伴う財政措置について、二、三点お伺いいたしておきたいのであります。

その第一点は、母子保健の業務について、從来、児童福祉法の中において、都道府県知事または保健所長の権限となっていたのを、今回この法案は、これを市町村長が行なうべき事務とし、從来、母子保健関係を要する費用は補助金でまかなわれておりましたのが、今回地方交付税に切りかえられ、そのため、富裕な市町村と人口五万以下の財政力の弱い市町村とではアンバランスが生じ、地域格差解消のための施策がかえって拡大への方向に役割りを果たすという、矛盾した結果になりますのでございます。このことは、地方財政を圧迫するのみならず、母子保健の業務が十分円滑に行なわれるかどうかということは、きわめて疑問に思われますので、自治大臣及び厚生大臣に対し、この点をお伺いいたします。

次に第二点といいたしまして、母子保健従事者の確保と資質の向上についてであります。御承知のとおり、現在、市町村が母子保健事業の法的な実施責任を有していないところから、国民健康保険等の保健施設として実施しているところが多いのですが、保健施設の中心となっている保健婦の配置状況は、全市町村数の三分の二にすぎないのです。したがって、今後母子保健事業が市町村に根をおろして効果的な事業を実施する

ためには、まずもつて、必要数の保健婦、助産士など、母子保健従事者を全市町村に配置する配が必要であり、保健所のこの種の職員が十分な足率でない現状にかんがみまして、これら従事者の養成訓練、身分の確立及び待遇の向上については、喫緊の急務であり、国は強力なる財政措置必要となるのは当然であろうと思われるのです。明年度予算では、母子衛生行政指導費補助金として、一県当たり約十万円という少額を計しているようでは、保健従事者の確保及び資金向上のための対策としては、母子保健事業に十分な効果をあげられないと思いますが、自治大臣並び厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

第三点は、母子保健センターの運営費等の補助についてであります。乳児死亡率は、大都市地帶は一般に低率でありますのに比べて、東北地方などのようにきわめて高い傾向を示す地域もあります。また、分べん状況についても、市部における施設内分べんは七八%であるに対し、郡部においては四二%にすぎず、無介助分べんは、郡部にはるかに多いのであります。また、乳幼児の体位や栄養状態においても、郡部が劣っているのであります。このような地域格差の解消は、特に、保健、医療の社会資源に乏しい農山漁村においては、その重要な改善策として、母子健康センターの設置促進があげられているのであります。しかしながら、その設置の促進に努力を行なつたとしても、設置費の補助基準額の引き上げを行なうほか、運営費の補助が必要となり、これが実施されていかなければなりませんが、これに対し、厚生大臣の御所見を

お伺いいたしたいのであります。

質問の第五は、労働婦人の保健対策についてであります。労働婦人の母性保護に関する法制の整備等を行なう必要があるのであります。なんならずく、労働基準法の中に生理休暇が認められておりますが、それ以上に重要性のあるのは、流産防止の意味からも、つわり休暇であつて、法的措置が必要だと思うが、この際、労働大臣は、この点について、すみやかに労働基準法の改正を行なう考えはないか。また、労働基準法の適用を受けない自営業及び家事使用人等、家内労働に従事する女子については、現在の立法措置では、その母性保護がはかられていない点に大きな問題があります。その対策として家内労働法を制定する必要があると思うが、労働大臣の御所見をお伺いいたしたいのであります。

これらの勤労婦人の母性保護については、保健及び労働の立場のみならず、これらの婦人労働力を補足する方策として、たとえば妊娠手当、出産手当の支給によって、産前産後の休養の確保などの対策を強力に推進する必要があるが、これに対して厚生大臣の御所見をお伺いいたします。

最後に、I.L.O.条約の批准についてであります。すなわち、産前産後における婦人使用に関する第三号条約及び母性保護に関する百三号条約であります。が、第三号条約は、現在すでに八カ国が批准しており、わが国においても、母子保健法案が提出されたこの機会に、これらの条約を早急に批准する必要があるのでないかと思いますが、その批准について、お見通しと御所見を労働大臣にお伺いいたしたいのでございます。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔國務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○國務大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました。

ただいま母子保健について、人口問題の見地から、あるいは優生学的見地から、また労働問題の見地から、いろいろ各方面からこれを論ぜられました。私も、小柳議員の説に対しましては傾聴いたしたわけですが、もともと私どものねらいといいますか、今回の画期的なこの法律が出来たゆえんは、申すまでもなく、人間尊重、そういう立場に立つて真剣に考えていく、人間尊重と申す以上、人命を尊重することがまず第一義でござります。そういう意味では人命尊重、いわゆる母体も乳幼児についても十分注意をしていくという考え方であります。この際に、いわゆる多産多死という、そういうような汚名は返上して、そして寛容死とでも申しますが、少なく産んで少し死ぬると、そうしてりっぱに育つという、まあ昔、小さく産んで大きく育てるということを盛んにいわれたものですが、ただいまは医学もよほど進んでまいりましたから、今度は大きく産んで、そうして大きくこれを育てる、こういうこととでなきやならないと思います。さような立場に立つて、母子保健対策、これに積極的に取り組む前向きの考え方であります。ただいまのこの考

の念願でござります。ただいま、いろいろ御批判、御意見を拝聴いたしましたので、今後の運営にあたりましても、ただいま申し上げるような、かつての多産多死、こういうような汚名は返上して、そうして母体の健康を維持し、同時にまた、りっぱな乳幼児を育てていくと、そういうことで、次の世代の国民、これがりっぱなものに成長するように心から念願したいと思います。(拍手)

〔國務大臣神田博君登壇、拍手〕

○國務大臣(神田博君) 母子保健対策を将来どのように改善強化していくかという第一点でござります。御承知のように、中央児童福祉審議会の中間報告に示されましたホーム・ヘルパー制度、僻地分べんに対し、勤労婦人の保健対策等の改善意見を土台にいたしまして、母子保健法の分野で講ずべきものとして研究するものとし、その最終答申を待つて漸次拡大してやってまいりたい、かよう

に考えております。

第二は、栄養の摂取について必要な援助は、義務規定にする必要性はないか、また具体的な計画はどうかといふような意味に承りました。妊娠婦、乳幼児に対する牛乳支給は、昭和四十年度から御承知のように新規事業であって、法案においては、当面努力義務としてこの事業の実績等を十分把握した上で、今後なお検討してまいりたい、拡充してまいりたいと、かように考えております。

第三でございますが、具体的な計画の段階で、乳製品の大メーカーだけが得して、そしてそうでないところにあるのではないか、かように思います。先の社会保障制度審議会などの意見はそういふもののが損失やしないか、いわゆる生産者から直接購入の方法はないのかといふことなどを、今後さらに内容を充実していくように、年々予算も増額し、かゆいところに手の届かないところにあります。御承知のように、わざわざいりますが、国といつましても、御承知のように、わざわざいりますが、牛乳等の購入は、市町村において、最も経済的、かつ適正な方法によって実施

の念願でござります。ただいま、いろいろ御批判、御意見を拝聴いたしましたので、今後の運営にあたりましても、ただいま申し上げるような、かつての多産多死、こういうような汚名は返上して、そうして母体の健康を維持し、同時にまた、りっぱな乳幼児を育てていくと、そういうことで、次の世代の国民、これがりっぱなものに成長するように心から念願したいと思います。(拍手)

〔國務大臣吉武恵市君登壇、拍手〕

金を出しておる関係もござりますので、適正に指導をしてまいりて、このような弊害のないようになりますが、昭和四十年度にこの調査をひとつ完了いたしたい、かような意図込みをもちまして、できればなるべく児童手当が実施できるように、こういいために、かように考えております。

それから牛乳等の支給について、昭和四十年度

の予算における予算額では、地方財政を圧迫しな

いかということござります。この牛乳の支給に

関する費用の地方負担分については、地方交付税

における基準財政需要額に所要の増額算入してお

る、かように考えておりますので、圧迫している

といえど、しておりますが、この辺のことはごし

んぱう願つてやつていただくということで、御了

解をつけております。

さらに、母子保健事業の市町村移譲に伴い市町

村の財政を圧迫しないか、また、関係職員の確保

と資質の向上についてどういうふうに考えるかと

いうことでござります。母子保健事業の市町村移譲

に伴う市町村に対する国の財政措置としては、地

方交付税における基準財政需要額に所要の増額算

入をしているほか、市町村行政指導費として都道

府県に対する補助金を新規に計上いたしております。

なお、職員の確保及び資質の向上について

は、今後とも必要に応じまして十分努力いたして

まいりたいと、かように考えております。

次に、母子保健事務が市町村に移譲になつて、

その事務の職員等についてはどうかといふ尋ね

でござりますが、これは従来とも市町村がある程

度母子保健につきましては手伝つておつた事情も

ござりますので、配置転換をもつて、さしあたり

はやつていくつもりであります。なお実施の状況

を見まして、必要に応じて善処してまいりたいと

考えております。

なお、ミルク代の補助に対する地方負担分は、

先ほど厚生大臣がお答えいたしましたように、約

一億六千万円ばかり、これまた基準財政需要に見

込んでおる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣石田博英君登壇、拍手〕

○國務大臣(石田博英君) 第一の御質問は、労働婦人に対する保健のために基準法改正の意図はいかということござりますが、さしあたつて基準法の改正は考えておりませんけれども、たゞいま女子保護状況の実施調査をいたしておりまし

が国といつましても、御承知のように、わざわざいりますが、牛乳等の購入は、市町村において、最も経済的、かつ適正な方法によって実施

て、その実施調査を通じて、御指摘のつわり休暇その他の問題で、あるいは保護施設等につきましての実情を調査いたしました上で、実効ある措置をとつてまいりたいと考えております。

次に、家内労働法でございますが、御承知のとく、昭和三十四年に家内労働問題についての調査会を設けて御検討を願つておるのであります。が、その業態が非常に複雑でございまして、なかなかまだ結論を得るに至つておりませんけれども、至急にこの活動を促しまして、具体的な結論を早く得たいと考えております。

また ILO 百三号条約でございますが、この条約は第三号条約の内容を充実いたしたものでございますけれども、わが国の現行法においては、大体この要請にこたえられておると思うのであります。しかし細部について問題点がございますので、それを検討いたしますとともに、行政指導によつて、この条約の意図する目標を充実さしてまいりたいと考えておる次第でござります。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 農地管理事業団法案について、その趣旨を御説明いたします。

農業と他産業との間の生産性の格差及び従事者の生活水準の格差を是正することは、農業基本法

に掲げられたわが国農政の基本的目標であります

が、必ずしもその是正が進みつつあるとは言いがたい状況にあり、他方、開放経済体制のもとにおいて生産性の高い農業経営の育成が急務となつてゐるであります。このような農業を取り巻く内外の情勢に対応し、他産業従事者に劣らない所得をあげ得るような農業経営を育成するためには、

自立経営の育成及び協業の助長に関する諸施策を強化し、特に、自立経営を指向して農業経営を改善しようとする農家及びこれに準ずる効率的な協業経営の農地の取得を促進することが肝要と考えられます。

かかるに、近年における經營耕地規模別の農家戸数の推移を見ますと、經營規模の大きい農家の増加傾向は微弱でありまして、また、農地についての権利移動は、現在年間七万町歩程度に達し、農業就業人口の減少等を契機として増加を続けておりますが、その内容においては、必ずしも經營規模の拡大の方向に沿つて移動が行なわれているとは言いがたいのであります。

そこで、以上のような情勢に対処し、農業に生活の本拠を置き、農業によって自立しようとすると農家が、生産性の高い農業経営の基礎を確立し得るよう農業経営の規模の拡大を促進するためには、これらの農地移動をそのまま放置することなく、このよな農家の經營規模の拡大に役立つよう、方向づけを行なうことが必要であり、このため、農地取得のあつせん、売買その他農地移動の円滑化に必要な業務を行なう公的機関を設立する必要があります。

このような観点から、農地等の権利の取得が農業経営の規模の拡大等農地保有の合理化に資するよう適正円滑に行なわれることを促進するために必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立することとしたものであります。この法律案は、農地管理事業団の組織、業務、財務等に關し所要の事項を定めたものであります。

必要な業務を行なう機関として、農地管理事業団を設立することとしたものであります。この法律案は、農地管理事業団の組織、業務、財務等に

関し所要の事項を定めたものであります。

以上がこの法律案を提案する理由であります。

が、以下法律案のおもな内容について御説明申します。

任免等につき所要の規定を設けております。

第二に、事業団の業務に関する規定であります。

まず、業務の範囲につきましては、農地、採草放牧地及びこれらの土地の付帯施設について、売買または交換のあつせん、取得に必要な資金の貸し付け、これらの買い入れ、交換及び売り渡し、これららの借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けの業務を行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定した業務実施地内にある農地等について業務を行なうものとし

ておりまして、この業務実施地域は、都道府県知事が関係市町村と協議の上、申し出た場合、土地の農業上の利用の高度化をはかることが相当と認められる農業地域で、農業構造の改善をはかる

ため農地等の権利の取得を適正円滑にすることが特に必要な地域を指定することとしております。

次に、事業団の業務執行の方針につきましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準じて農業経営の改

善をしようとする農業生産法人の農地等の取

得を促進するよう事業を行なわなければならぬものとしております。

次に、事業団の業務執行の方針につきましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準じて農業経営の改

善をしようとする農業生産法人の農地等の取

得を促進するよう事業を行なわなければならぬものとしております。

次に、事業団の業務執行の方針につきましては、自立経営になることを目標として農業経営を改善しようとする農家及びこれに準じて農業経営の改

善をしようとする農業生産法人の農地等の取

得を促進するよう事業を行なわなければならぬものとしております。

いものとしております。

以上のほか、事業団の業務の運営方法につきましては、貸し付け金及び売り渡し対価の償還条件は、年利三分償還期間三十年以内の年賦償還とし、一定の場合における一時償還及び償還の猶予期間の規定を設け、また農地等を売り渡す場合は一定の基準により買い戻しの特約をつけ、売り渡した農地の耕作をやめた等の場合には買い戻しを行なうこととしたほか、農地等の信託引き受けについての信託法の特例、金融機関及び地方公共団体に対する業務の委託等に関する規定を設けております。

第三に、事業団の財務及び会計につきましては、全額政府出資の法人とし、当初の資本金を一億円とし、政府は必要に応じ追加出資をすることができることとしておりますほか、役員の定数、

任免等につき所要の規定を設けております。

第一に、農地管理事業団の組織等につきましては、全額政府出資の法人とし、当初の資本金を一億円とし、政府は必要に応じ追加出資をすること

ができることとしておりますほか、役員の定数、任免等につき所要の規定を設けております。

第二に、事業団の業務に関する規定であります。

まず、業務の範囲につきましては、農地、採草放牧地及びこれらの土地の付帯施設について、売買または交換のあつせん、取得に必要な資金の貸し付け、これらの買い入れ、交換及び売り渡し、これららの借り受け及び貸し付け並びに信託の引き受けの業務を行なうこととしております。

次に、事業団は、農林大臣の指定した業務実施地域内にある農地等について業務を行なうものとし、監督命令、報告及び検査に関する規定を置いております。

その他の規定といつしましては、まず、事業団は、業務実施地域内の農地等の所有者がその農地等の所有権を移転し、または賃借権等を設定しようとするとときは、あらかじめ通知を受けるものとし、自立経営になることを目標として経営の改善をしようとするときは、あらかじめ通知を受けるものとし、自立経営になることを目標として経営の改善をしようとする農家等にその農地等を譲り渡すようあつせんをし、または事業団がこれを買い入れる等の申し出をするものとしております。

次に、税制上の特例といつしまして、事業団に農地等を譲り渡した者については、租税特別措置法の定めるところにより、譲渡所得についての所得税を軽減することとし、また事業団があつせん融資、事業団からの売り渡し等により農地等を取得した者等に対する登録税及び不動産取得税を軽減することとしております。

また、事業団の業務に関連して農地法の特例を設けることとしておりまして、事業団の買い入れ、売り渡し及び借り受け、貸し付けについては許可を不要とし、事業団が農地等を借り受け、これを貸し付けた場合について許可を不要とする等の措置を講ずることとしております。

以上のはか、附則におきまして事業団の設立に關し必要な手続規定を設けております。

なお、本法律案の提出に關連して必要となる予算措置等につきましては、昭和四十年度予算において事業団は資金運用部から二十億円の借り入れをきまして事業団に対する出資金一億円及び交付金等三億円を予定することとも、昭和四十年度において事業団は資金運用部から二十億円の借り入れを行なうことを予定しております。

以上が農地管理事業団法案の趣旨でございます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) ただいまの趣旨説明に対する、質疑の通告がござります。発言を許します。

○渡辺勘吉君 私は、日本社会党を代表して、たゞいま御説明の農地管理条例案に対し、お尋ねをいたします。

佐藤総理は、過般の施政方針演説で、「特に自立農家を育成するため、農地管理条例案を設立して、経営規模の拡大をはかる」との所信を表明されました。佐藤農政のビジョンは、自立農家育成にあることは明らかであります。政府の言う自立農家とは、所得倍増計画によれば、二・五ヘクタールの経営規模で、働き手三人で年間百万円の粗収入を得るものとし、四十五年末までに百万戸育成を目途としてスタートを切りました。しかしながら、政

府の三十九年上期の家計調査報告によりますと、わが国労働者世帯の有業人員数は約一・五人でありますから、これに相当する農業所得を三人でかけのものであるべきだとのたてまえから、政府の言う自立農家経営は、その実は半人前の農政であり、また、貸金なるものが、本来、家族をも扶養するに足るだけのものでありますから、政府の言う自立農家は、三分の一前經營農家と言わざるを得ない 것입니다。しかも、高度成長による所得格差の拡大によって、赤字農家は年々大規模農家に波及しております。今日の自立經營は、明日はもはや自立經營たり得ないのであります。去る九月の予算委員会におきまして農林大臣は、「經營規模の拡大方向は持つておるけれども、それが実現できそうもない」と答弁をいたしております。それならば、今度新たに事業団をつくつたなら、中期経済計画の終わる四十三年末までに自立經營農家を一体何万户にするというのでありますか、ありますか、具体的に答えていただきたい。

政府の調査による経営規模別の農地売買面積を見ましても、二ヘクタール以上の農家は、譲り受けよりもむしろ譲り渡しの件数が多く、売り超過を示しております。逆に三十アールから一・五ヘクタールの階層は買い超過を示しております。

農林大臣にお伺いいたしますが、農地を時価で買ふとしたならば、米価算定の際、地代を時価で算定するということに、農林省の方針が変更されると見ていいのでありますか。

農地の時価は変動して、あのこととが予測できない実態であります。事業団が買ふとなれば、時価ははね上がる。はね上がった時価を、たとえ融資があつても買ひ手がつくと大臣はお考えでありますか。

農地といふものは、単に土地だけではありません。かんがい施設、水道あるいは農道、排水路等の付帯物があるが、こうしたものについて、一体どのような策定をし、これに対処されようとするのでありますか。

佐藤総理にお伺いいたしますが、年々高騰に高騰を続ける土地の価格は、いまや、国民経済のほとんどあらゆる分野に、破壊的な影響を与えておられます。つまるところ、今回の農地流動化政策

は、經濟の法則性にのっとてのみ現実性があります。この点について、総理大臣並びに農林大臣の見解を伺います。

次は、農地価格についてであります。農地価格は、農業の生産関係であります。農地価格は、度經濟成長政策で設備拡張に狂奔している諸資本の競争によってつり上げられた地価であります。

地価騰貴の傾向は、広い背後地に向かって連鎖反応を呼び、そのとまる所は、經濟成長政策の直接の恩恵がなく、人口は減る一方で、農地を売つたり小作に出したい者はあって、これを引き受ける者の少ない純農村、農山村地帯であります。

農林大臣にお伺いいたしますが、農地を時価で買ふとしたならば、米価算定の際、地代を時価で算定するということに、農林省の方針が変更されると見ていいのでありますか。

事業団の農林省の当初の構想は、十カ年で三十三万ヘクタール、資金量五千六百億円、融資率年利二分、四十年償還が原案であります。これがむざんにも破れて、四十年度はテストケースとして、一千ヘクタールにとどめると言ふ。しかも、

金利二分を三分に引き上げてある。二分の持つ意義は、金利というよりも、取り扱い事務実費にとどめるというところに、社会政策的な意義があつたはずであります。三分となれば、もはや、借金

の利息的性格になります。しかも、四十年を三十一年に圧縮し、これでも規模拡大による生産性の向上で十分返済できると、衆議院の本会議で総理は答弁をしておりますけれども、規模拡大も容易ではない、小農技術では生産性も上がらない、農作物価格の保障も不十分で、一体何で生産性の向上が期せられましようか。總理にお伺いするとともに、大蔵大臣の答弁を求めます。

昭和四十年度予算は、ひずみを是正するとして、逆にひずみを拡大した不健全予算であるとか評価し得ません。幾多の問題点のうち、事業団等に対する利子補給について、大蔵大臣に伺います。

ありますので、いわゆる零細農業のいびり出しといふようなことではございません。御承知のとおり、白書伝える第一種兼業農家、第二種兼業農家、同時に専業農家等の実情を十分勘案して、これに対する対策を立てるのです。今日の状況におきましても、土地は一年間に約七万町歩ばかりは移動している。そういう観点に立つと、この移動の際に、いわゆる自立經營農家、耕地拡大、そういう方向へ手伝う方法はないか。大体、農民は資金を持つてない。離すについても、また獲得するについても、この資金が必要でござります。そういう意味で、今回の農地管理事業団は、そういう意味の融資並びにあつせんをし、離農者にも役立たし、同時にまた、經營の規模を拡大する上にもこれが役立つと、かよくなねらいを持ったものでございます。ただいまお話になりました第一段についての人間尊重、また農業の育成強化、自立經營農家の拡大と、こういふ点についてのお答えは、以上のお話になります。

次に、農地地価の問題は、農地ばかりではない、全般の地価の問題、これが今日の国民生活を

圧迫し、国民経済に非常な悪影響を与えていた。これはお説のとおりであります。したがいまして、地価と真剣に取り組まなければならない。農地もそういう問題の一環として考えていく。こういうことでなければならぬのであります。御承知のように、地価対策といふものは、単一な政策で効果があがるという、どんびしやりのものはなかなかありません。そこで政府は、いわゆる総合的な対策を立てて、地価の安定をはかつて、そのためには、何よりも経済が安定成長することだ、安定成長のもとにおいて地価の安定もあるのだ。同時にまた、御承知のように、制度上から見

ましても、税制等をも含めて各制度についてこれは整備していく、地価を安定さすように整備していく、こういう意味の総合的対策を推進する、こまでとつておりますので申すならば、地域開発、地方開発等を積極的にいたしまして、いわゆる宅地需要の分散と同時に、その緩和をはかる、あるいは宅地造成、土地高度利用というようなことをはかつてまいりまして、供給の面からもこれを緩和していく。あるいは宅地流通の円滑化、これは流通機構の面で考えていく。あるいはまた、不動産の鑑定評価並びに適正な地価形成の基準条件を確立する、こういうことでござります。あるのは最後に、農地との調整を考慮して、土地利用計画の確立をはかつていく。こういふよろ各分野にわたりまして、総合的に進めていかないと、ただいまの地価対策は効果がなかなかあがらないのであります。ただいま建設大臣を中心についで、この地価対策について、さらに積極的に、具体的に、真剣に取り組んでいく政府の体制を整えております。

次に、農業生産性がいづれにしても低いのではないか、これに対する基本的対策はどうかといふことがございましたが、冒頭に申しましたように、農業白書が十分現状をとらえておりますから、そこに立ちまして、農業基本法の定めるところに沿って、政府は積極的に、農業生産性を向上していくよう努力しているのです。ことに、中小企業だとか農業と、これは純経済問題ではありませんが、同時に、純経済問題といふ立場からのみ対策を立てるのではなく、やはり社会問題としてもこの問題と真剣に取り組んでいく、そ

う態度であるのであります。

までも、税制等をも含めて各制度についてこれは整備していく、地価を安定さすように整備していく、こういう意味で御賛同を得たいと思います。なお、この点につきましては、政府は行政管理庁長官を本部長にいたしまして、積極的にこの答申の線を推進していくような組織を考えておりますが、すでにそれで活動いたしております。しかし、何ぶんにも調査会の答申は広範囲にわたるものであります。そう簡単に短時間の間に効果をあげるということはなかなかできない。この点も御了承いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
自立農家といふものをどういうふうに定義するかということでお話をうなことを考えていく。それが先ほど申しますように、管理公団などもそういう意味では役立つたるが、かように私は思うのであります。山林原野等の不作付地、今まで作付をしておらないところは、そういうところを有効に利用しろ、こういうのが言外にある御意見だと思います。山林原野等の不作付地、今まで作付をしておらないところは、お説のとおり、私もこれに賛成します。しかしいまして、ただいま国有林野、公有林野等の利用につきましては、積極的に考へるべきだと、かのように考えております。

また、行政改革に対する態度は一体どうかといふことであります。これは、たびたび申し上げておりますように、私どもは行政審議会の答申を尊重してまいるという態度であります。今回、公団、公社等について特別な注意があつたのも一つは、所得がその地方在住の他の労働者等と均等のとれたものであるということが、自立農家の一つの条件ではないかと思います。そういう意味におきまして、所得の面につきましては、一戸当たり六十万円、年収六十万円程度のものを自立農家といふふうに規定いたしておますが、これは、時の動きにつれまして、この内容は変わってくると思います。四十三年度——中期計画の終期等におきましては、一戸当たり八十万円程度が自立農家として見られるべきものじゃないかと、こういうふうに見ております。

そこで、こういふ農家につきましては、労働力が二人から三人を持っておりますので、所得の面からいえば、他のものから見て二分の一、三分の一の所得でないかと、こういうお話をございま

いますので、そういう意味で御賛同を得たいと思います。この点につきましては、政府は行政管理庁長官を本部長にいたしまして、積極的にこの答申の線を推進していくような組織を考えておりますが、すでにそれで活動いたしております。しかし、何ぶんにも調査会の答申は広範囲にわたるものであります。そう簡単に短時間の間に効果をあげるということはなかなかできない。この点も御了承いただきたいと思います。(拍手)

〔国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
○国務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕
自立農家といふものをどういうふうに定義するかということでお話をうなことを考えていく。それが先ほど申しますように、管理公団などもそういう意味では役立つたるが、かように私は思うのであります。山林原野等の不作付地、今まで作付をしておらないところは、そういうところを有効に利用しろ、こういうのが言外にある御意見だと思います。山林原野等の不作付地、今まで作付をしておらないところは、お説のとおり、私もこれに賛成します。しかしいまして、ただいま国有林野、公有林野等の利用につきましては、積極的に考へるべきだと、かのように考えております。

また、行政改革に対する態度は一体どうかといふことであります。これは、たびたび申し上げておりますように、私どもは行政審議会の答申を尊重してまいるという態度であります。今回、公団、公社等について特別な注意があつたのも一つは、所得がその地方在住の他の労働者等と均等のとれたものであるということが、自立農家の一つの条件ではないかと思います。そういう意味におきまして、所得の面につきましては、一戸当たり六十万円、年収六十万円程度のものを自立農家といふふうに規定いたしておますが、これは、時の動きにつれまして、この内容は変わってくると思います。四十三年度——中期計画の終期等におきましては、一戸当たり八十万円程度が自立農家として見られるべきものじゃないかと、こういうふうに見ております。

そこで、こういふ農家につきましては、労働力が二人から三人を持っておりますので、所得の面からいえば、他のものから見て二分の一、三分の一の所得でないかと、こういうお話をございま

いふことには力をいたしておられますけれども、この主婦の協力といふものは、農業の実態から見まして、これはやむを得ない、といいますか、実態が、どうしても主婦の協力も得るということで、これをなくすということは、私は容易でない問題であるうと思います。しばらくは、主婦の協力も得て、そうして自立經營の方向へ協力してもらおう、そして自立經營農家が多く育成されることを私どもは期待し、その方向へ政策を進めておるわけでござります。

ところで、そういう自立經營農家が、昭和四十五年度、国民所得倍増計画の達成する場合に、どれくらいの戸数を目標としておるか——倍増計画

のときには、いまお話を百万戸、一町五反、こう

いう計画を立てましたが、その計画といいますか、目標でござります。その目標になかなか速度といたしまして沿つております。農家等は相当あえておりませんけれども、二町五反以上の農家が昭和四十五年度に百万戸できるという見通しは、いまのところ持てない状況であります。

でありますので、中期経済計画におきましては、なるべく早い時期において六十万から八十万ぐら

いの所得を得らるる農家の多く育成される方向へ進めていこうということで、四十三年におきまし

ては何戸と、こういうような目標をいま立ててはおりません。

第三は、この農地管理事業団の構想は零細農をいびり出す政策ではないか、こういうことでござ

ります。白書にも申し上げておりますように、生産性の点におきましても、一般農業の生産性

が、他と比較いたしまして、二九%程度でござ

りますが、一町五反以上の農家をとつてみますと

いうと、それが四〇%から五〇%になつております。

昭和四十年三月二十四日 参議院会議録第十一号 農地管理事業団法案(趣旨説明)

す。あるいは生活水準と比較いたしまして、一般が七七%程度であります。一方、一町五反以上の農家をとりますると、地方在住の他の労働者と比較いたしまして九〇%になつております。そこであります。あるいは資本設備が強くなつていくことと、生産性につきましても、望ましいことでありますので、その方向へ方向づけようといふのであります。そこで、零細農をいびり出すという考えは全然持っておりません。農業に精進する気持ちであります。小規模な農家におきましても、あるいは共同化によりまして生産性を上げていくとか、あるいは所得を上げていく、労働力の不足を補つていくとか、こういうことを考えておりますので、零細農をいびり出すというようなことは全然考えておるわけではありません。

それからまた、こういう政策は經濟の法則に相反するではないか、こういう御意見であります。

その内容を十分お聞きいたしませんので、私は、

その經濟の法則といふものはどういうふうにお考

えであります。先ほど申し上げましたように、農業規模が大きいとか、あるいは資本設備が相当である

といふことであります。なるばく、生産性につきましても、所得の点におきまして、いいのであり

ますので、そういう方向づけをするというふうに

は、經濟の法則に反するのではなくて、私は、經濟の法則を高度に活用するのじゃないかと、こう

いふふうに考えております。

それから、農地の価格を時価で見積もるようでありますけれども、これは高くならないか——土

地の価格につきましては、私どもも高くすること

を押えるために非常に苦心をいたしておりますの

でありますけれども、初めての仕事でもありますので、本年度は売買等までに手を触れないで、あつ

せんの程度にしようじやないか、こういうことか

ら構造改善の熱意のあるところを選んで、ハイ

ロット的にやろうということから、規模を小さく

して買ひ上げようとする土地は、あるいは売買の実態をとらえ、あるいは鑑定等を参考として買ひ上げるので、地価をつり上げるというようなこと

ではないと考えております。

それから米価算定の場合に、売買価格から割り

出して地代というものが米価算定の基礎になるこ

とに相なるのではないかと、こうしたことでござ

りますけれども、米価算定の地代は、現実の小作

料を基礎とし、あるいは小作料のない所には近辺

の小作料を標準として計算をいたしておりますの

で、売買価格を米価算定の地代として考えていく

と、こうしたことはいたしません。

それから付帯施設等はどういうふうにするか。

道路あるいは溝渠等の付帯施設等、これは評価を

いたしまして、一括して買ひ上げることにいたす

つあります。

この事業団が官僚人事になりはしないかといふ

ことでござります。私どもは、放任しておくより

も方向づけたほうがよろしいということになれば、

第三の機関が介在せざるを得ないのであります。

するので、そういう意味におきまして事業団を設

けるのであります。官僚のうば捨て山、あるいは

官僚の生活の場を与えるという意味で、こうい

う事業団を構想しているわけではございません。

それから管轄事業団の規模が非常に小さいじゃ

ないか、実は相当——まあ御承知のように初めは

大きくていますか、相当な構想を持ったのでござ

りますけれども、初めての仕事でありますので、

本年度は売買等までに手を触れないで、あつ

せんの程度にしようじやないか、こういうことか

ら高度利用から、土地改良等につきましては、相

当の力を入れて国土を高度に利用しよう、あるい

は、それから、こういう政策をやるよりも国土の高

度利用が必要じやないか、——「まあ」とおひびいて

ます。そういう意味におきまして、私たちも、国土

の高度利用から、土地改良等につきましては、相

当の力を入れて国土を高度に利用しよう、あるい

は、それから、こういう政策をやるよりも国土の高

度利用が必要じやないか、——「まあ」とおひびいて

ます。そういう意味におきまして、私たちも、国土

昭和四十年二月二十四日 参議院会議録第十一号 農地管理事業団法案(趣旨説明) 議事日程延期の件 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

までの、将来検討すべきものもたくさんありますので、当面バイロット的に実施をして、四十年度以降約百カ市町村、こういう規模で発足を考えたわけでございます。農林漁業公庫の農地取得の金利は三分五厘でございまして、期限は二十五年でございます。これを三分、三十年、比較をして申し上げるわけではありませんが、政府が本件に対して積極的な姿勢をとつておることはひとつ御理解いただきたいと思います。

は山村等につきましても、山林原野等につきまして、これを高度に活用する。あるいは不作付地が相当ございます。こういう点につきましても、大型機械等を導入して、農協等を中心としてこの不作付地をなくしていくということをはかつて、そうして自給度を増していくうといふに私どもは考えております。そういう自給度の点におきましても、実際に耕地面積を相当持つておる人は離農もいたしません。離農する率も少ないのです。

あります。あるいはまた生産性も、土地の生産性も労働の生産性もあがつておる、こういうことでござりますので、国土の高度利用、それにとて自給度を増す、もちろんその点にも力を入れなくなりませんが、耕地面積が相当多い、経営面積が多い、こういう農家は生産性も高いし、そういう面におきましても、自給度を確保しておきまして、経営規模の拡大をすることは、そういう面からも必要である。こういうふうに考える次第でございます。そういう意味におきまして、ぜひ自立經營農家が多くなることを期待しつつこの政策を進めていきたい、こう考えております。(拍手)

〔国務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中角栄君) 私からお答えを申し上げるのは二点でございます。

第一点は、農地管理条例案は、当初案よりも融資条件の圧縮、事業量の削減等、万全でないといふことがあります。本件につきましては、農林大臣がいまお答えになりましたとおり、この制度は新しく発足せしめるものでございまして、農業政策の上では画期的なものだ、こういう考えでございます。しかし、新しい制度であります

ので、将来検討すべきものもたくさんあります

ので、当面バイロット的に実施をして、四十年度以降約百カ市町村、こういう規模で発足を考えたわけでございます。農林漁業公庫の農地取得の金利は三分五厘でございまして、期限は二十五年でございます。これを三分、三十年、比較をして申し上げるわけではありませんが、政府が本件に対して積極的な姿勢をとつておることはひとつ御理解いただきたいと思います。

〔国務大臣増原恵吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(増原恵吉君) 第一点は、行政機構改革、行政運営の改善についてのお尋ねでございます。第二点は、四十年度の予算編成に際して、利子補給制度を拡大したわけでございますが、この利子補給制度に対して新方式の導入であり、財政は非常に健全性を持つものである。一般会計から産投へ繰り入れる等によって健全性をはかるべきであるという趣旨の御質問だと思いますが、御承知のとおり、一般会計から産投会計に資金を繰り入れることに対しまして、過去においても、質疑の過程においていろいろな御議論があつたわけでございます。しかし、過去には超高度ともいわれる過程もございましたし、高度成長の結果、自然増収が相当思つたよりもたくさんありましたので、財政の健全性をはかる意味合いからも、産投会計に繰り入れたり、また新政策を行なう場合に、その原資をそのまま繰り入れるというようなことをいたしたわけでございますが、近時安定成長に向かっておりますし、超健全という財政をとれるような場合でもございませんし、だんだんと財政の効率化も考えなければならない状態に至つておるわけでございます。いまでも農林とか海運とか、こういうところに利子補給制度を持つておったわけでございますが、四十年度予算から本件の拡大をはかつたわけでございます。しかし、

あくまでも利子補給というものが財政上安易に流れではないということで、その政策的効果も十分に考えながら、この利子補給の制度を無限に拡大するという姿勢をとるべきではないという考え方でございます。いずれにしても、財政の健全化をめざしてまいりたいと思ひます。

そのためには、十分な姿勢をとつてまいりたいと思ひますし、格段の御協力を得たいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣増原恵吉君登壇、拍手〕

○国務大臣(増原恵吉君) 第一点は、行政機構改革、行政運営の改善についてのお尋ねでございまして、総理からお答えを申し上げましたように、臨時行政調査会の答申につきましては、政府はこられを尊重して推進をする決意でございます。何しろ総論及び十六項目にわたります大へん広範な深い機会によるべく実行してまいらなければなりませんので、政府としては行政改革本部を設けましては、御承知のように、内閣官房、法制局、総理府、行政管理庁、大蔵省及び自治省の総務副長官あるいは事務次官等で、目下、鋭意総合的な検討をいたしております段階でございます。その中で、事務の運営、予算、会計、公務員等に関する問題は、政府部内限りの決定をもつて実施し得るもののがございますので、決定を見たのから実施をいたしておりますが、全般的に三月三十一日を目前に結論を得まして、実施をしてまいります。その間で、御承知のよう、内閣官房、法制局、総理府、行政管理庁、大蔵省及び自治省の総務副長官あるいは事務次官等で、目下、鋭意総合的な検討をいたしております段階でございます。その中で、事務の運営、予算、会計、公務員等に関する問題は、政府部内限りの決定をもつて実施し得るもののがございますので、決定を見たのから実施をいたしておりますが、全般的に三月三十一日を目前に結論を得まして、実施をしてまいります。

いたしておる段階でございます。

第二点、公団、公社等の問題につきましては、御指摘のとおり、臨時行政調査会も、その乱設の抑制、既存機関の統廃合及び運営上の改善措置などを勧告をいたしておるわけでございます。これをするが、現在、行政改革本部の決定に基づきまして、行政管理庁で特殊法人等の実態調査を実施をいたしております。この結果をもちまして適切な統廃合等を実施をしてまいりたいと思うのでござります。本年度設置をしたいと御審議を願つておられますもののがございますが、これは政府が事業実施の実態にかんがみまして、やはり行政官庁としての実施では不適切であるという事態で、なお既存の公社、公団等で併設して行なうことができるもの等につき、個々具体的に十分吟味の上、新設を考えて御審議を願つておるわけでございます。実情について御検討の上、御賛成を願いたいと考える次第でございます。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。

○副議長(重政庸徳君) 日程第六、治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員会理事瀬谷英行君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十年三月十八日

参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 船田 中

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十号)の一部を改正する法律案

を「治水事業五箇年計画」に改め、同項第一号及び第二号中「前期及び後期の各」を削り、同条第三項から第六項までの規定中「治山事業十箇年計画又は治水事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画又は治水事業五箇年計画」に改める。

第四条(見出しを含む)中「治山事業十箇年計画及び治水事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画及び治水事業五箇年計画」に改める。

(国有林野事業特別会計法の一部改正)

2 第二条第三項中「治山事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画」に改める。

第一条第三項中「治山事業十箇年計画」を「治山事業五箇年計画」に改める。

附則第七条を次のように改める。

第七条治山治水緊急措置法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二十号)による改正前の治山治水緊急措置法第三条に規定する治山事業十箇年計画に係る直轄治山事業既に施行したもの又は当該計画に係る同法第二条の

第五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法(昭和三十四年法律第二百七十一号)本則第二項の

和三十四年法律第二百七十一号)本則第二項の

潮対策事業を削り、同号を同項第一号として、同項第三号中「法第二条第三項第一号に規定する災害復旧事業」の下に「(以下「災害復旧事業」という。)」を、「委託に基づき施行するものの管理」の下に「並びに河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)第九条第一項の規定により建設大臣が行なう一級河川の管理(災害復旧事業を除く。)に関する政令で定める事務」を加え、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第四条第一項第二号中「(昭和三十九年法律第二百六十七号)及び(及び昭和三十四年台風第十五号)による改正前の政令で定める事務」を加え、同号を同項第二号とし、第五号を第四号とする。

第四条第一項第二号中「(昭和三十九年法律第二百六十七号)」及び(及び昭和三十四年台風第十五号)による改正前の政令で定める事務」を加え、同号を同項第二号とし、第五号を第四号とする。

年度以後の年度に繰り越したものにより施行する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事を含む。)は、第一条第一項に規定する直轄治水事業及び多目的ダム建設工事に含まれるものとする。

〔瀬谷英行君登壇、拍手〕

O 瀬谷英行君 ただいま議題となりました治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

現行法は、昭和三十五年に制定せられ、治山及

び治水事業について、昭和三十五年度以降三十九年度までを前期五カ年計画、四十年度以降四十四年度までを後期五カ年計画とする十カ年計画を策定し、一兆五百億円の計画で施行してきたものであります。したがって、四十年度からは当後期

計画期間に入るべきですが、この改正案は、既定十九年計画を廃止し、新たに四十年度を

初年度とする五カ年計画を策定することとし、これに伴う国有林野事業特別会計法等の所要の改正を行ない、治山治水事業の一そろの推進をはかる

うとする内容でありますが、この理由について、政

府は、計画後予想以上の災害の発生、経済の成長等に伴う計画事業の繰り上げ実施及び、計画外

事業の緊急施工等の必要が生じ、現行計画では、

もはや、新規計画はももちろん、既定計画事業も十

分に実施できないといふのであります。また、こ

の新五カ年計画の計画額は、治山事業一千八百七十億円、治水事業一兆一千億円を予定している

のであります。

当委員会における質疑のおもなる点は、治山治

水事業の緊急性と事業の規模、治水砂防、地すべり対策事業の促進、農林省治山と建設省砂防との

権限の制限に関するもののほか、廢川敷地の処分方

法等、広範にわたって審議が行なわれたのであり

ます。その詳細は会議録によつて御承知願うこ

といたします。

質疑を終了、討論に入りましたところ、民主社

昭和四十年三月二十四日 参議院会議録第一号 治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

指
載

会党を代表して田上委員、自由民主党を代表して熊谷委員、公明党を代表して浅井委員から、それぞれ治山治水事業の積極的な推進について強調せられ、原案に賛成、また日本社会会党を代表して瀬谷委員から、新計画の治山治水事業の計画規模は少額であるとして原案に反対する旨の発言がありました。

て原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

の起立を求める。 本案全部を問題に供します 本案に賛成の諸君

○副議長(重政庸徳君) 贊成者起立

て本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 日程第七、相続税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第八、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関するの件(衆議院达付)。

以上両案を一括して議題へ付し、後日開くべきに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長（重政庸徳君） 御異議ないと認めます。
ます、委員長の報告を求めます。大蔵委員長西
田信一君。

「審査報告書は都合により第十四号末尾に

相続税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

くは第三条第一項第一号に規定する損害保険契約の保険金のうち政令で定めるもの（以下本項において「保険金」という。）を加え、同項第一号中「生命保険会社」を「保険会社」に改める。

掲載

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に關し承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

參議院議長 重宗 雄三殿 衆議院議長 船田 中

相続税法の一部を改正する法律案
相続税法の一部を改正する法律案
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部
次のように改正する。
第三条第一項第一号中「生命保険契約の保険金」
下に「又は損害保険契約の保険金(偶然な事故に
因する死)に伴い支払われるものに限る。」を
え、同項第五号中、定期金受取人の生存中】を

定期金受取人に対しその生存中又は一定期間中に、
たりに、「継続して定期金」を「定期金又は一時
に、「定期金受取人となつた場合」を「定期金受

人又は一時金受取人となつた場合に改め、「当定期金受取人」の下に「又は一時金受取人」を加

第六条第三項中「定期金受取人」の下に「又は一
金受取人」とある。

「金受取人」を加える。
第十二条第一項第四号中「五十万円」を「百万円」
改める。

第二十四条第一項に次の一号を加える。

いては、その給付金額
第二十六条に次の二項を加える。

前項の保険料の合計金額及び保険金額の計算に
関し必要な事項は、政令で定める。

**第二十八条第一項中「二月末日」を「三月十五日」
改める。**

第五十九条第一項中「生命保険金」の下に「若し

〔西田信一君登壇、拍手〕

○西田信一君　ただいま議題となりました一法律案はか一件につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、今次税制改正の一環として、相続税について、最近における保険の普及状況等にかんがみ、相続人の取得する生命保険金の非課税限度額を五十万円から百万円に引き上げるとともに、納税者の便宜等を考慮して、贈与税の申告書の提出期限を延長し、二月一日より三月十五日までとする等、規定の整備をはかつております。なお、本法改正に伴う減税額は、平年度四億六千万円と見込まれております。

委員会の審議におきましては、損害保険契約に基づく死亡保険金の実態等について質疑がありましたが、詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求める件につきまして、御報告申し上げます。

本件は、最近における大都市地域の納税者及び課税物件の大幅な増加等による事務の増大に対処するため、東京国税局に在原税務署及び武藏府中税務署を、札幌国税局に札幌北税務署を設置することについて、国会の承認を求めようとするものであります。

委員会におきましては、税務署配置の適正化、

合理化についての長期的見通し、及び、民主商工会の活動等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終了し、採決の結果、本件は多数をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、相続税法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(重政庸徳君) 次に、地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、税務署の設置に関する承認を求めるの件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半数と認めます。よつて本件は承認することに決しました。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

昭和四十年二月二日

衆議院議長　船田　中

よつて国会法第八十三条により送付する。

参議院議長　重宗　雄三殿

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

| 投票区の選挙人 数 | 投票日 | 区市町村 | | 市 | | 町 | | 村 | |
|--------------|---------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 平日 | 土曜日 | 平日 | 土曜日 | 平日 | 土曜日 | 平日 | 土曜日 |
| 五百人未満 | 二、四八三・七・八九 | 二、四八三・七・八九 | 三、六四一 | 二、五九 | 一六、五五 | 二、二、九二 | 八、五九 | 二一、〇〇九 | 二三、二二三 |
| 五百人以上 | 二、四八九・九四 | 二、四八九・九四 | 二五、五三〇 | 二二、九六 | 一六、五五 | 二、二、九二 | 八、五九 | 二一、〇〇九 | 二三、二二三 |
| 一千人未満 | 二、四九一・九五 | 二、四九一・九五 | 二五、五三〇 | 二二、九六 | 一六、五五 | 二、二、九二 | 八、五九 | 二一、〇〇九 | 二三、二二三 |
| 一千人以上 | 二、四九一・九五 | 二、四九一・九五 | 二五、五三〇 | 二二、九六 | 一六、五五 | 二、二、九二 | 八、五九 | 二一、〇〇九 | 二三、二二三 |
| 二千人未満 | 一七、五三四・六三 | 一七、五三四・六三 | 三一、〇五九 | 一六、一三三 | 三一、〇五九 | 一六、一三三 | 二、一、一七 | 一四、三一七 | 一六、九三三 |
| 二千人以上 | 一七、五三四・六三 | 一七、五三四・六三 | 三一、〇五九 | 一六、一三三 | 三一、〇五九 | 一六、一三三 | 二、一、一七 | 一四、三一七 | 一六、九三三 |
| 三千人未満 | 二〇、七〇一・二八、七六五 | 二〇、七〇一・二八、七六五 | 三五、九三八 | 一八、九五〇 | 二六、二六八 | 三五、九三八 | 二、一、一七 | 一四、三一七 | 一六、九三三 |
| 三千人以上 | 二〇、七〇一・二八、七六五 | 二〇、七〇一・二八、七六五 | 三五、九三八 | 一八、九五〇 | 二六、二六八 | 三五、九三八 | 二、一、一七 | 一四、三一七 | 一六、九三三 |
| 五千人未満 | 二五、二六七・三七 | 二五、二六七・三七 | 三一、五七 | 三〇、六七 | 三八、二四七 | 三一、五七 | 一六、三五三 | 一〇、六九三 | 二四、五五〇 |
| 五千人以上 | 二五、二六七・三七 | 二五、二六七・三七 | 三一、五七 | 三〇、六七 | 三八、二四七 | 三一、五七 | 一六、三五三 | 一〇、六九三 | 二四、五五〇 |
| 一万五千人未満 | 三一、〇九四・八五 | 三一、〇九四・八五 | 五一、一五 | 三一、五七 | 三五、〇一三 | 三一、五七 | 一六、五一 | 二四、四七一 | 二四、四七一 |
| 一万五千人以上 | 三一、〇九四・八五 | 三一、〇九四・八五 | 五一、一五 | 三一、五七 | 三五、〇一三 | 三一、五七 | 一六、五一 | 二四、四七一 | 二四、四七一 |
| 二万人未満 | 三一、〇九四・九二 | 三一、〇九四・九二 | 五一、一五 | 三一、五七 | 三五、〇一三 | 三一、五七 | 一六、五一 | 二四、四七一 | 二四、四七一 |
| 二万人以上 | 三一、〇九四・九二 | 三一、〇九四・九二 | 五一、一五 | 三一、五七 | 三五、〇一三 | 三一、五七 | 一六、五一 | 二四、四七一 | 二四、四七一 |
| 三万人未満 | 三一、一七一・一七 | 三一、一七一・一七 | 五七、四九三 | 五七、四九三 | 四七、四九三 | 四七、四九三 | 一六、五九二 | 二六、三六五 | 三一、〇〇七 |
| 三万人以上 | 三一、一七一・一七 | 三一、一七一・一七 | 五七、四九三 | 五七、四九三 | 四七、四九三 | 四七、四九三 | 一六、五九二 | 二六、三六五 | 三一、〇〇七 |
| 四万人未満 | 三一、一七一・一七 | 三一、一七一・一七 | 五七、四九三 | 五七、四九三 | 四七、四九三 | 四七、四九三 | 一六、五九二 | 二六、三六五 | 三一、〇〇七 |
| 四万人以上 | 三一、一七一・一七 | 三一、一七一・一七 | 五七、四九三 | 五七、四九三 | 四七、四九三 | 四七、四九三 | 一六、五九二 | 二六、三六五 | 三一、〇〇七 |
| 五万人未満 | 三一、一七一・一七 | 三一、一七一・一七 | 五七、四九三 | 五七、四九三 | 四七、四九三 | 四七、四九三 | 一六、五九二 | 二六、三六五 | 三一、〇〇七 |
| 五万人以上 | 三一、一七一・一七 | 三一、一七一・一七 | 五七、四九三 | 五七、四九三 | 四七、四九三 | 四七、四九三 | 一六、五九二 | 二六、三六五 | 三一、〇〇七 |

第四条第一項の表を次のように改める。

一一四

| 区市町村 | 投票日 | 投票人數 | 区 | |
|----------|---------|--------|--------|--------|
| | | | 平日 | 土曜日 |
| 五百人未満 | 六、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一〇、七七〇 | 一、五七〇人 |
| 五百人未満上 | 七、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 一千人未満 | 一、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 一千人未満上 | 二、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 二千人未満 | 三、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 二千人未満上 | 四、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 三千人未満 | 五、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 三千人未満上 | 六、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 五千人未満 | 七、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 五千人未満上 | 八、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 一万五千人未満 | 九、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 一万五千人未満上 | 一〇、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 二万人未満 | 一一、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |
| 二万人以上 | 一二、五七〇円 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 | 一、五七〇人 |

| 区市町村 | 開票区の選挙人數 | 区 | |
|----------|----------|---------|---------|
| | | 市 | 町 村 |
| 一千人未満上 | 八、七七〇円 | 一〇、五四四 | 九、七六八 |
| 二千人未満 | 八、一四〇円 | 九、七六八 | 四、八四八 |
| 三千人未満 | 七九、三四一 | 六四、五〇九 | 四三、〇一 |
| 一万五千人未満上 | 七一、六〇七 | 六二、六五五 | 五三、〇四一 |
| 二万人以上 | 八九、一九三 | 五六、六八五 | 三八、一二七 |
| 三万人以上 | | 三二、三八五 | 二六、二四九 |
| | | 二一、三八五 | 二〇、六〇三 |
| | | 一七、七一五 | 一六、五六五 |
| | | 一五、四七七 | 一一、三七九円 |
| | | 一六、二五七円 | 一、五七〇人 |

第五条第二項の表を次のように改める。

第四条第二項中「四千四百五円」を「五千五百三十九円」に、「四千五百十円」を「五千百四十円」に、「二千七百円」を「三千八百三十円」に改める。

第五条第一項の表を次のように改める。

第五条第四項の表を次のように改める。

| 開票区 の選挙人 数 | | 開 票 日 | 区市町村 | 区 | 市 | 町 村 |
|------------------|--------|--------------|-------------|------------|------------|---------|
| 一 千 人 | 未 滿 | 一千人未以 満上 | 二 千 人 | 九、五六四 | 七、九七〇 | 日曜日又は休日 |
| 二 千 人 | 未 滿 | 二千人未以 満上 | 三 千 人 | 一四、三四六 | 八、八八〇 | 日曜日又は休日 |
| 三 千 人 | 未 滿 | 三千人未以 満上 | 五 千 人 | 一七、五三四 | 一三、三三〇 | 日曜日又は休日 |
| 五 千 人 | 未 滿 | 五千人未以 満上 | 一 万 人 | 一六、二八〇 | 六、六二二 | 日曜日又は休日 |
| 一 万 人 | 未 滿 | 一万五千人未 満上 | 一 万 人 | 二〇、七八〇 | 八、二六五 | 日曜日又は休日 |
| 二 万 人 | 未 滿 | 二万五千人未 満上 | 二 九、四八九 | 二七、三八〇 | 一〇、四六九 | 日曜日又は休日 |
| 三 万 人 | 以 上 | 三 万 人 | 三 六、六六二 | 二 九、六〇〇 | 一 三、七七五 | 日曜日又は休日 |
| 四 三、〇三八 | | 三 九、九六〇 | 一 九、八三六 | 一 四、八七七 | 四、四〇八 | 日曜日又は休日 |
| 一 九、八三六 | | 一 七、〇八一 | | 三、八五七 | 三、八五七 | 日曜日又は休日 |

第六条第一項中「十万三千四十七円」を「十二万七百五十一円」に改め、同条第二項中「三十九万九千

第六条第三項の表を次のように改める。

| | | |
|---------------------------------|-----------|-----------------|
| | 選舉会又は選舉分会 | 選舉会又は選舉分会が開かれる地 |
| 衆議院議員選挙会 | | 区 |
| 參議院地方選出議員選挙会及び 參議院全國選出議員選挙分会 | 三九、八四八 円 | 市町村 |
| 九五、八三三 | 三九、〇七六 円 | 九三、九八〇 円 |

昭和四十年三月二十四日 参議院会議録第一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

參議院全國選出議員選舉

第八条の一を次のよう改める。

(示及外一揭示場費)

第八条の二 衆議院議員及び参議院地方選出議員の選舉の候補者の選舉運動用ポスターの掲示場の経費の額は、一の掲示場について次の表に掲げるとおりとする。ただし、その構造が特別のものであること、当該選舉に際し新設されたものでないこと等の事情がある掲示場について、自治大臣があらかじめ特別の額を定めた場合においては、当該掲示場については、当該額とする。

第九条第一項の表を次のように改める。

| 演説会場 の施設の面積 | | 開催の時 | | 区市町村 | |
|---|---|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | 午前三時から午後八時までを以てするもの | | 昼間 | |
| | | 午後八時から午後五時までを以てするもの | | 夜間 | |
| ト ル 上 以 上 | 百 六 十五 平 方 メ ート ル 未 満 | 九 二 〇 | 九 二 〇 | 九 二 〇 | 九 二 〇 |
| 四 百 九 十 五 平 方 メ ート ル 以上 | 百 六 十五 平 方 メ ート ル 以 上 | 二 、 五 九 一 | 二 、 五 九 一 | 二 、 五 九 一 | 二 、 五 九 一 |
| 百 四 十四 円 | 三百 三十 平 方 メ ート ル 以 上 | 九 二 〇 | 九 二 〇 | 九 二 〇 | 九 二 〇 |
| 四 百 九 十 五 平 方 メ ート ル 以上 | 四 百 九 十 五 平 方 メ ート ル 未 満 | 七 七 〇 | 七 七 〇 | 七 七 〇 | 七 七 〇 |
| 四 百 九 十 五 平 方 メ ート ル 以上 | 三 百 三 十 平 方 メ ート ル 以 上 | 六 九 〇 | 六 九 〇 | 六 九 〇 | 六 九 〇 |
| 四 百 九 十 五 平 方 メ ート ル 以上 | 三 百 三 十 平 方 メ ート ル 未 満 | 一 、 九 〇 〇 | 一 、 九 〇 〇 | 一 、 九 〇 〇 | 一 、 九 〇 〇 |

第九条の「中三百円」を「千円」に改める。

第九条の二中三百円を一千円に改め
第十条第一項の表を次のように改める。

| 学校以外 の施設 | 学校 | | 施 | | 区市町村 |
|-------------|--------|-------|---------|--------------------|------|
| | 夜 | 昼 | 演説会開催の時 | 演説会開催の日 | |
| 夜間 | 間 | 間 | 二、七二五円 | 平日 | 区 |
| 八、八八六 | 四、七二五 | 六、八八六 | 六、七〇九円 | 休日 日曜 若しくは午後 | 市 |
| 八、八八六 | 八、七〇九 | 六、八八六 | 二、五七五円 | 平日 | 町 |
| 八、四五二 | 四、五七五 | 六、四五二 | 六、一二七五円 | 休日 日曜 若しくは午後 | 村 |
| 八、四五二 | 八、一二七五 | 六、四五二 | 二、四九五円 | 平日 | |
| 七、四二八 | 四、四九五 | 五、四二八 | 五、二五一円 | 休日 日曜 若しくは午後 | |
| 七、四二八 | 七、四二八 | 五、四二八 | | | |

第一都道府県

| 選挙人の數 | 一千人未満 | 二千人以上三千人以上 | 三千人以上五千人未満 |
|---------|------------------------------|------------|------------|
| 選挙 | 選挙 | 選挙 | 選挙 |
| 衆議院議員選挙 | 四、一〇 | 四、九〇 | 四、九九 |
| 參議院議員選挙 | 二四、六六 | 二七、六〇 | 三一、二七 |
| | 円 | 円 | 円 |
| 都道府県 | 第一十三条第二項第一号から第七号までを次のように改める。 | | |

| | | |
|---|----------------|----------------|
| 都及び大都市の ある府及び県の道 | 二百五十万人以上 未満 | 五百十万人以上 未満 |
| 市のある府及び県の道 | 二百五十万人以上 未満 | 三百五十万人以上 未満 |
| 市のある府及び県の道 | 二百五十万人以上 未満 | 三百五十万人以上 未満 |
| 市のある府及び県の道 | 二百五十万人以上 未満 | 三百五十万人以上 未満 |
| 衆議院議員選挙 参議院議員選挙 認定出先機関 衆議院議員選挙 | 五百十万人以上 未満 | 五百十万人以上 未満 |
| 二 都道府県の支庁又は地方事務所 | 五百十万人以上 未満 | 五百十万人以上 未満 |
| 一、〇七〇、六四〇円 | 一、〇五〇、八三〇円 | 一、〇三〇、八三〇円 |
| 一、〇七七、六四〇円 | 一、〇五七、八三〇円 | 一、〇三七、八三〇円 |
| 一、一六一、三四九円 | 一、一四一、五三九円 | 一、一二一、五三九円 |
| 一、一三八、九三七円 | 一、一一八、一九七円 | 一、〇九八、一九七円 |
| 一、一七五、二五五円 | 一、一三一、四五五円 | 一、一〇九、八七五円 |
| 一、一五二、六二五円 | 一、一一三、四五五円 | 一、〇四〇、八四〇円 |
| 一、五〇〇、六四〇円 | 一、四五〇、八四〇円 | 一、四五〇、八四〇円 |
| 三〇一、一〇五円 | 三一一、八二五円 | 三五三、九七二円 |

昭和四十年三月二十四日 参議院会議録第一号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

| 選挙人の数 | | 三万人未満 | 五万人未満 | 十万人未満 | 十五万人以上 |
|-------|--------|--------|---------|----------|----------|
| 金額 | 四、四三七円 | 七、三九五円 | 一四、七九〇円 | 二二一、一八五円 | 二二一、一八五円 |
| 選挙人の数 | 一千人未満 | 二千人未満 | 三千人未満 | 五千人未満 | 一万人未満 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |
| 選挙人の数 | 二千人以上 | 二千人以上 | 三千人以上 | 一万人未満 | 二万人以上 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |
| 選挙人の数 | 三千人以上 | 五千人未満 | 一万人未満 | 二万人未満 | 三万人以上 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |
| 選挙人の数 | 五千人以上 | 一万人未満 | 二万人未満 | 三万人未満 | 五万人以上 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |
| 選挙人の数 | 一万人以上 | 二万人以上 | 三万人以上 | 五万人以上 | 七万人以上 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |
| 選挙人の数 | 二万人以上 | 三万人以上 | 五万人以上 | 七万人以上 | 九万人以上 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |
| 選挙人の数 | 三万人以上 | 五万人以上 | 七万人以上 | 九万人以上 | 十一万人以上 |
| 金額 | 一円 | 一円 | 一円 | 二、二〇四円 | 三、三〇六円 |

第十六条中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改める。

第十七条第一項中「第十三条の二」を「第十三条の二第一項」に改め、同条第二項中「二十一万五千五百十一円」を「二十三万四千八百円」に改め、同条第三項中「七六、二〇九」を「九五、八三三」と、「四八、二一九」を「五八、二七七」に、「七四、二四九」を「九三、九八〇」に、「四七、〇〇〇」を「五七、一五〇」に改める。

附則第三項を削る。

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行の際すでにその期日を公示し、又は公示してある選挙又は国民審査については、なお従前の例による。

〔白木義一郎君登壇、拍手〕

○白木義一郎君　ただいま議題となりました国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

この法律案は、国が負担する国會議員の選挙等の執行経費で都道府県及び市区町村に交付するものの基準を、実情に即するよう改定しようとするものであります。第一に、最近における公務員の給与改定、賃金の変動及び選挙事務執行の実情等にかんがみ、超過勤務手当、人夫賃、嘱託手当及び運搬費の単価をそれぞれ引き上げ、投票所及び開票所の経費等の基準額を改定するとともに、個人演説会立札費及び不在者投票特別経費の額についても、実情に即するよう引き上げようとするものであります。

第二に、投票管理者、開票管理者、投票立会人、開票立会人等の費用弁償額をそれぞれ引き上げようとするものであります。

第三に、第四十六回国会における公職選挙法の改正により、ポスター掲示場の設置数が増加したことにより、この経費について、候補者数に応じて段階を設け、基準額の合理化をはからうとするものであります。

第四に、従来、国が都道府県及び市区町村の選挙管理委員会において要する経費を交付する場合は、総額の5%相当額を削減して交付していたのであります。これを改め、その全額を交付しようとすることを、おもな内容とするものであります。

特別委員会におきましては、二月九日、吉武自治大臣から提案理由の説明を聞き、慎重審査をいたしましたが、詳細は会議録によつてごらんいただきたいと存じます。

かくて三月二十三日、質疑を終局し、討論に入りましたところ、後藤委員から、「経費の算定基準については、積算内容、方法等根本的に検討し、実情に即するようになると、ポスター掲示場は、恒久化を促進することともに、掲示の効果についても遺憾のないよう、設置場所、掲示方法を検討すること」とを要旨とする、各派共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定され、また、附帯決議案は、同じく全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定されました。なお、吉武自治大臣から本附帯決議に対し、その趣旨を尊重してまいりたい旨の発言がありました。

以上報告を終わります。(拍手)

○副議長(重政庸徳君)　別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君)　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

まず、委員長の報告を求めてます。法務委員長右井桂君。

○副議長(重政庸徳君)　日程第十、裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めてます。法務委員長右井桂君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

裁判所法の一部を改正する法律案

右
裁判所法の一部を改正する法律案
国会に提出する。

昭和四十年三月十日
内閣總理大臣 佐藤 榮作

判所に最高裁判所庁舎新官審議会(以下「審議会」という。)を置く。

審議会は、最高裁判所の諮問に応じて、最高裁判所の庁舎の新設に関する重要事項を調査審議する。

審議会の委員は、国会議員、関係機関の職員及び学識経験のある者の中から、最高裁判所が任命する。

前三項に定めるもののほか、審議会に關し必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、裁判所法附則の改正規定は、同年九月一日から施行する。

(検察審査会法の一部改正)
2 檢察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

(裁判所法等の一部を改正する法律の一
部改正)
3 裁判所法等の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第百七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第二項とする。

4 司法書士法の一部を改正する法律案
司法書士法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十条の二を削り、第六十条の三を第六十条の二とし、第六十条の四を第六十条の三とする。

第六十五条中「裁判所書記官補」を削る。

附則第三項中「裁判所書記の在職年数は、裁判所書記官補の」を「裁判所書記官補又は裁判所書記の在職年数は、裁判所事務官の」に改める。

(裁判所職員定員法の一部改正)

昭和四十年三月二十四日 參議院會議錄第十一号

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

| | |
|----------------------|---------------|
| 定価 | 一部 二十五円 |
| 大だし良質紙は三十円 配達料共四円 | |
| 発行所 | |
| 東京都港区赤坂葵町二番地 | |
| 大藏省印刷局 | 電話 東京 五八一四四二二 |